

VI-1 事業及び施策の概要 ～子ども育成部～

VI-1-1 育児休業等取得助成事業

1 育児休業等取得助成事業

子どもを生み育てやすい社会の実現に向け、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを進めることを目的に、ワーク・ライフ・バランス（仕事のやりがいや責任と、家庭や地域での充実した生活が調和し、両立できること）に積極的に取り組む企業に対し、社員の育児休業等の取得時に対する助成を行っている。

(1) 育児休業等助成金

「ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度」の認証企業（下記ア及びイはステップ2以上、ウ及びエはステップ1以上）で、育児休業等を取得した従業員がいる企業に対し、一定の条件を満たした場合に助成金を支給している。

項目	内容
助成金の支給	ア、育児休業取得助成金（20万円）※1回まで
	イ、育児休業代替要員雇用助成金（最大60万円）※1回まで
	ウ、男性の育児休業取得助成金（10～30万円）※3回まで
	エ、子の看護休暇有給制度創設助成金（10万円）※1回まで

平成20年から「男性の育児休暇取得助成金」を支給していたが、利用件数が伸び悩んでいたため令和元年度に廃止し、令和2年度からは要件を一部緩和した「男性の育児休業取得助成金」及び有給の子の看護休暇を規定し、利用者が出た場合に対象となる「子の看護休暇有給制度創設助成金」を創設した。

(2) 実績

（単位：件）

項目	H20～ H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
育児休業取得助成金	87	15	20	12	8	12	18	172
育児休業代替要員雇用助成金	-	7	14	6	7	7	13	54
男性の育児休業取得助成金	-	-	-	-	-	13	47	60
子の看護休暇有給制度創設助成金	-	-	-	-	-	3	3	6

(3) 企業の認証（参考）

育児のための休業、休暇の取得を推進するなど、ワーク・ライフ・バランスの取組を宣言し、所定の申請を行った企業を、取組内容に応じて下記の各ステップに認証する。平成29年度までは、「ワーク・ライフ・バランス取組企業認証制度」として子ども育成部において企業認証を行っていたが、平成30年度以降は、女性活躍に関する要素を追加した「ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度」を新たに創設し、両制度における企業認証を市民文化局男女共同参画室において実施している。

【ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度】

ステップ	認証の要件
ステップ1 (取組推進宣言企業)	取組確認シートにより、取組内容を明らかにし、取組の推進を宣言している。
ステップ2 (行動計画策定企業)	ステップ1に加えて、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、届け出ている。
ステップ3 (先進取組企業)	ステップ2に加えて、労働関係法令に基づく規定を上回る制度を規定している。

2 困難を抱える若年女性支援事業

「令和元年6月死亡事例に係る検証報告書」における「思春期・若年期の女性に焦点を当てた支援制度の創設」という提言を受け、令和3年8月から「札幌市困難を抱える若年女性支援事業（通称：LiNK）」を開始し、様々な困難を抱える（抱える恐れのある）若年女性を対象とした支援を行っている。

(1) 事業概要

① アウトリーチ支援

SNSを用いた呼びかけや相談、ネットパトロール、繁華街の夜回りを実施し、若年女性に積極的に支援と情報を届ける。

② 居場所の確保

落ち着いて今後の生活について相談できるよう、一時的な「安全・安心な居場所」の提供を行い、相談、見守り支援を実施。

③ 自立支援

学校や家族との調整、同行支援、就労支援、医療機関との連携による支援など、自立に向けた伴走型の支援を実施。

④ 関係機関連携会議

行政機関、民間支援団体などによる関係機関連携会議を設置。対象者の抱える問題の状況に応じて関係機関へつなぐ。子ども・若者育成支援推進法に基づき設置している「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」を本事業における関係機関連携会議として位置付けている。

(2) 支援対象者

暴力被害や性的搾取を含めた身体的・心理的な被害に遭っている又は遭う可能性のある10代後半から20代の思春期・若年期の女性。

(3) 実施体制

上記(1)①～③は、公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会に委託して実施

(4) 実施状況

1 アウトリーチ支援

(1) 夜間見回り等の実施状況 (回)

夜間見回り実施回数	5
SNS見回り実施回数	31

(2) 相談及び面談の実施状況

<相談人数>

相談方法	電話	メール	SNS	面談	訪問	その他	計
相談人数	5	0	57	12	0	0	74

2 居場所の提供に関する支援

宿泊を伴う保護人数 (人)

短期	5
長期 (2週間を超える場合)	3

3 若者出会い創出事業

結婚を希望する若者に対してより効果的に結婚支援をできる事業の検討を進めるために、若者の「出会い」に係る意識を調査する。

また、主に市内在住の結婚を希望する若者のライフプランを実現するため、イベントなどの出会いの場を設ける。

4 児童会館及びミニ児童会館事業

児童会館は、児童の文化的素養を培い、その福祉を増進するために設置された児童健全育成施設（児童厚生施設※）で、児童の校外（放課後）生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通して、地域における児童の交流をより一層深めることを目的としている。

現在、児童会館は109館（令和4年4月現在）を数え、1中学校区に1児童会館を基本とした整備計画は既に達成している。

児童会館の規模は、昭和57年度以降の整備では敷地1,200㎡に建物480㎡を標準としており、施設内には体育室や図書室、プレイルーム、クラブ室、事務室などがある。

また、平成9年度から整備を進めているミニ児童会館は、児童会館を補完するものとして児童の健全育成を図っている。

第3次札幌新まちづくり計画（平成23～26年度）において、全ての小学校区に児童会館・ミニ児童会館などの放課後の居場所をつくることとし、小学校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用して平成28年4月までにミニ児童会館を97館整備したことで、計画における目標はほぼ達成した。

さらに、札幌市市有建築物の配置基本方針（平成26年12月）の策定により、小学校改築時に合わせてミニ児童会館を児童会館に転換するなど、学校施設やコミュニティ施設との複合化を進め、1小学校区に1児童会館を整備することとしている。この場合の児童会館の規模は建物300㎡を標準とし、プレイルーム、クラブ室、集会室、事務室などがある。また、地域と共用で使用する運動スペースとして多目的ホール150㎡を整備することとしている。

児童会館では、夜間の時間帯において、児童の健全育成に資する団体等の占用利用を認めているほか、平成18年度から中・高校生の利用促進のため、週2回開館時間の延長（夜間利用）も行っており、夜間利用を実施する児童会館は段階的に拡大し、現在106館で実施している。

この児童会館及びミニ児童会館の運営管理は、（公財）さっぽろ青少年女性活動協会が行っている（児童会館は指定管理）。

(1) 実施事業の内容

① 開館日・開館時間

ア 児童会館

日曜日、国民の祝日、振替休日及び年末年始を除く毎日午前8時45分から午後6時まで（ただし、中・高校生の夜間利用日にあつては午後9時まで、占用利用にあつては午後6時15分から午後9時まで）

イ ミニ児童会館

日曜日、国民の祝日、振替休日及び年末年始を除く毎日児童下校時から午後6時まで（ただし、学校休業日は午前8時45分から午後6時まで）

② 各種集い

各種集いを通じ、児童と地域住民等との世代相互の交流を深める。

◆ 工作会、スポーツ大会、鑑賞会、読み聞かせ、もちつき会など

③ クラブ活動

児童の自主活動グループの育成を目的として、児童の要求にあつたクラブをつくり、

継続的な活動を行う。

- ◆ 音楽、ダンス、スポーツ、生け花、野菜づくり、ボランティア活動など

④ 野外活動

自然に親しむ中で、情操豊かで人間性に富む児童を育成する。

- ◆ キャンプ、ハイキングなど

⑤ 自主活動

普段の自主的な活動の中で、異年齢間の交流を図る。

- ◆ 自由あそび、各種ゲーム（オセロ、トランプ、将棋など）、各種スポーツ（ドッジボール、バドミントン、一輪車など）

⑥ 学習支援活動

自主的に学習したいと思う子どもが、より意欲的に取り組むことができるような環境をつくる。また、遊びの要素を取り入れた学びの提供を行うなど、学習意欲を高めるような取組を行う。

- ◆ 「学習レシピ」（小学校教員のプロジェクトにより作成した指導員向けマニュアル）と学習図書の活用など

⑦ 子ども運営委員会

子どもたちが、児童会館の運営等に自分たちの意見を反映させ、主体的に関わることによって、児童会館への愛着を深め、地域活動への関心を育む。

- ◆ 児童会館利用のルールづくり、各種事業の企画・運営への参画、地域との共催による行事の実施、利用者からの要望等の取りまとめなど

⑧ 合同行事

児童会館の枠を超えて、広く児童の交流・親睦を図る。

- ◆ ブロック別合同行事（お祭り、ウォークラリーなど）

⑨ 子育て支援事業

就学前児童及びその保護者の支援を図る。

- ◆ 子育てサロン、各種遊びの紹介・実践など

⑩ 中・高校生の利用促進

長期休業中を除く週2回の夜間利用により中・高校生の利用を促進するとともに、中・高校生自身が自主的に企画した活動などを行う。

- ◆ スポーツ大会、クッキング、お祭り、乳幼児対象事業へのボランティア参加など

※児童厚生施設

児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設。

- ◆ 児童会館…市内に 109 館 139～143 ページ参照

- ◆ 児童遊園…市内に 12 か所 146 ページ参照

（管理は街区公園及び都市公園に準ずる施設として各区土木部で所管）

VI-1-4 児童会館及びミニ児童会館事業

(2) 児童会館建設状況

年度	【整備状況】館名(区)	年度計	累計
S24	【新築】中島(中)	1	1
S33	【移転】中島(中)	±1	1
S35	【新築】新生(東)	1	2
S38	【新築】円山(中)	1	3
S40	【新築】豊平(豊)、手稲東(西)	2	5
S44	【新築】山鼻(中)	1	6
S47	【新築】北郷(白)、厚別(厚別)	2	8
S48	【新築】新琴似(北)	1	9
S49	【新築】ひのまる(東)	1	10
S50	【新築】菊水やよい(白)	1	11
S52	【新築】伏古(東)、清田(清田)	2	13
S53	【新築】篠路(北)、手稲前田(手)	2	15
S54	【新築】澄川(南)	1	16
S55	【新築】新川(北)、もみじ台(厚)	2	18
S56	【新築】西岡(豊)、藻岩(南)、八軒(西)	3	21
S57	【新築】屯田(北)、平岸(豊)、藤野(南)、西野(西)	4	25
S58	【新築】緑丘(中)、苗穂(東)、東札幌(白)、真駒内(南)	4	29
	【改築】豊平(豊)	±1	
S59	【新築】宮の森(中)、札苗(東)、厚別西(厚)、東月寒(豊)、稲穂(手)	5	34
	【改築】中島(中)	±1	
S60	【新築】桑園(中)、太平(北)、平岡(清)、発寒(西)※発寒はH2に「発寒北」に改名	4	38
	【改築】新生(東)	±1	
S61	【新築】麻生(北)、新琴似西(北)、元町(東)、厚別南(厚)、福住(豊)、山の手(西)	6	44
S62	【新築】苗穂はるにれ(中)、北東白石(白)、東白石(白)、中の島(豊)、南の沢(南)、あけぼの(手)	6	50
S63	【新築】幌西(中)、篠路西(北)、丘珠たから(東)、菊水元町(白)、美園(豊)、富丘(手)	6	56
H1	【新築】新川中央(北)、栄西(東)、厚別東(厚)、北野(清)、二十四軒(西)、西宮の沢(手)	6	62
H2	【新築】幌北(北)、北光(東)、柏丘(白)、清田中央(清)、発寒(西)、いなづみ(手)	7	69
	【所管替】石山(南)		
H3	【新築】しなの(厚)、青葉(厚)、月寒(豊)、里塚(清)、宮の沢(西)	5	73
	【移築】山鼻(中)	±1	
	【廃止】厚別(厚)	-1	
H4	【新築】エルムの森(北)、栄通(白)、上野幌(豊)、西岡高台(豊)、常盤(南)、平和(西)	6	79
H5	【新築】光陽(北)、東苗穂(東)、天神山(豊)、真駒内五輪(南)、前田しらかば(手)	5	84
	【改築】円山(中)	±1	
H6	【新築】円山西町(中)、百合が原(北)、もみじ台ふれあい(厚)、北野台(清)、星置(手)	5	89
H7	【新築】あいの里(北)、北栄(東)、美しが丘(清)、八軒北(西)、新発寒(手)	5	94
H8	【新築】山鼻かしわ(中)、丘珠ひばり(東)、元町南(東)、あやめ野(豊)、みすまい(南)	5	99
H9	【新築】金山(手)	1	100
H10	【新築】あいの里ひがし(北)	1	101
H11	【新築】平岡みどり(清)	1	102
H12	【新築】川北(白)	1	103
H13	【改築】手稲東(西)	±1	103
H17	【新築】屯田北(北)	1	104
H20	【移築】北郷(白)	±1	104
H27	【移築】篠路(北)	±1	104
H28	【新築】二条はるにれ(中)	1	105
H29	【新築】東雁来(東)	1	106
H30	【新築】栄西小はんのき(東)	1	107
	【移築】上野幌(厚)、澄川(南)、石山(南)	±3	
	【新築】羊丘(豊)	1	
R1	【改築】ひのまる(東)	±1	108
	【移築】東白石(白)、発寒(西)	±2	
R2	【移築】エルムの森(北)、常盤(南)	±2	108
R3	【新築】発寒南さくら(西)	1	109
	【移築】中央(中)※苗穂はるにれ移築・名称変更、二十四軒(西)	±2	

(3) ミニ児童会館整備状況

年度	【整備状況】館名(区)	年度計	累計
H9	【整備】菊水小(白)、南小(南)	2	2
H10	【整備】札苗小(東)、西野第二小(西)、富丘小(手)	3	5
H11	【整備】新琴似南小(北)、北白石小(白)、もみじ台小(厚)	3	8
H12	【整備】ひばりが丘小(厚)、東山小(豊)、前田中央小(手)	3	11
H13	【整備】白楊小(北)、苗穂小(東)、西岡小(豊)	3	14
H14	【整備】厚別北小(厚)、真栄小(清)、星置東小(手)	3	17
H15	【整備】資生館小(中)、本郷小(白)、上野幌東小(厚)、発寒小(西)、前田小(手)	5	22
H16	【整備】白石小(白)、あやめ野小(豊)、東園小(豊)、定山溪小(南)	4	26
H17	【整備】中央小(中)、中沼小(東)、西白石小(白)、南郷小(白)、南月寒小(豊)、平岸小(豊)	6	32
H18	【整備】三角山小(中)、拓北小(北)、豊園小(豊)、平岸高台小(豊)、澄川南小(南)、藤野南小(南)、西園小(西)、新発寒小(手)	8	40
H19	【整備】新琴似小(北)、北園小(東)、大谷地小(白)、平和通小(白)、東橋小(白)、上白石小(白)、旭小(豊)、羊丘小(豊)、澄川小(南)、八軒西小(西)、八軒小(西)	11	51
H20	【整備】屯田北小(北)、北都小(白)、三里塚小(清)、手稲東小(西)	4	55
H21	【整備】太平小(北)、元町小(東)、厚別東小(厚)、清田緑小(清)、美しが丘小(清)	5	60
H22	【整備】伏見小(中)、新琴似西小(北)、栄西小(東)、東光小(東)、もみじの丘小(厚)、みどり小(豊)、藻岩北小(南)、新陵小(手)	8	67
	【廃止】もみじ台小(厚)	-1	
H23	【整備】幌南小(中)、日新小(中)、栄小(東)	3	70
H24	【整備】北九条小(北)、北陽小(北)、栄東小(東)、上野幌小(厚)、石山南小(南)、藤の沢小(南)、琴似小(西)、福井野小(西)、山の手南小(西)	9	79
H25	【整備】二条小(中)、屯田西小(北)、札幌小(東)、元町北小(東)、伏古北小(東)、厚別西小(厚)、藻岩南小(南)	7	86
H26	【整備】新川小(北)、鴻城小(北)、栄緑小(東)、大谷地東小(厚)、平岡中央小(清)、澄川西小(南)、北の沢小(南)、発寒南小(西)	8	94
H27	【整備】和光小(北)、北野平小(清)、手稲宮丘小(西)	3	97
H28	【整備】茨戸小(北)	1	97
	【廃止】二条小(中)	-1	
H29	—	0	97
H30	【廃止】栄西小(東)、上野幌東小(厚)、澄川小(南)、石山南小(南)	-4	93
R1	【廃止】羊丘小(豊)	-1	92
R2	—	0	92
R3	【廃止】中央小(中)、発寒南小(西)	-2	90

※ 近年の拡張整備状況

本表に加えて、ミニ児童会館の活動スペースを広げるため、令和元年度は新琴似小、令和3年度は星置東小で拡張工事を実施。

VI-1-4 児童会館及びミニ児童会館事業

(4) 児童会館利用状況

年度 項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	状況	1日1館あたり	状況	1日1館あたり	状況	1日1館あたり	状況	1日1館あたり	状況	1日1館あたり
館数	106館		107館		108館		108館		109館	
延開館日数	31,247日		31,223日		28,174日		31,551日		31,604日	
総利用者数計	2,519,211人	81人	2,546,439人	82人	2,394,985人	85人	1,680,563人	53人	1,631,894人	52人
幼児	215,399人	(8.6%)	203,960人	(8.0%)	168,612人	(7.0%)	91,917人	(5.5%)	58,528人	(3.6%)
小学生	1,767,061人	(70.1%)	1,847,024人	(72.5%)	1,803,592人	(75.3%)	1,372,269人	(81.7%)	1,423,110人	(87.2%)
中・高校生	179,588人	(7.1%)	152,611人	(6.0%)	126,852人	(5.3%)	94,126人	(5.6%)	60,972人	(3.7%)
一般	357,163人	(14.2%)	342,844人	(13.5%)	295,929人	(12.4%)	122,251人	(7.3%)	89,284人	(5.5%)
夜間占用 延利用件数	11,411件	月平均 9件	11,121件	月平均 9件	9,798件	月平均 8件	7,575件	月平均 6件	5,954件	月平均 5件
夜間占用 延利用者数	176,549人	15人	166,909人	15人	141,951人	14人	93,855人	12人	71,944人	12人

(5) ミニ児童会館利用状況

年度 項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	状況	1日1館あたり	状況	1日1館あたり	状況	1日1館あたり	状況	1日1館あたり	状況	1日1館あたり
館数	97館		97館		92館		92館		90館	
延開館日数	28,670日		27,970日		24,372日		26,921日		26,726日	
総利用者数計	1,487,618人	52人	1,517,691人	54人	1,447,245人	59人	1,021,147人	38人	1,095,082人	41人
低学年	1,209,070	(81.3%)	1,231,843	(81.2%)	1,161,469	(80.3%)	873,091	(85.5%)	942,816	(86.1%)
高学年	247,127	(16.6%)	260,153	(17.1%)	253,196	(17.5%)	143,209	(14.0%)	147,946	(13.5%)
その他	31,421	(2.1%)	25,695	(1.7%)	32,580	(2.3%)	4,847	(0.5%)	4,320	(0.4%)

(6) 児童会館館別利用状況（令和3年度）

区	児童会館名	開館日数 (日)	時間内利用 利用者数 (人)	夜間占用利用 利用者数 (人)	総利用者 (人)	総利用者		
						うち、児童クラブ出席 (人)	うち、中高生夜間利用 (人)	うち、子育てサロン参加 (組)
中央	中島	293	11,874	206	12,080	302	0	227
	円山	293	16,762	1,444	18,206	14,520	165	461
	山鼻	291	13,552	930	14,482	7,643	465	971
	緑丘	293	22,380	613	22,993	20,302	113	508
	宮の森	293	14,708	0	14,708	12,744	0	212
	桑園	293	28,055	1,689	29,744	24,381	118	1,220
	苗穂はるこれ(中央)	230	14,539	420	14,959	10,414	63	783
	幌西	293	13,703	529	14,232	10,819	0	593
	円山西町	293	6,442	318	6,760	4,295	51	0
	山鼻かしわ	293	14,024	838	14,862	12,254	173	452
	二条はるこれ	293	21,664	339	22,003	20,527	5	0
北	新琴似	293	12,126	452	12,578	10,133	78	477
	篠路	293	13,472	0	13,472	11,593	88	115
	新川	291	19,207	665	19,872	16,292	60	701
	屯田	293	14,234	1,481	15,715	13,240	46	282
	太平	293	7,803	360	8,163	5,768	137	380
	麻生	293	8,900	1,200	10,100	4,345	346	425
	新琴似西	291	8,612	371	8,983	6,882	126	158
	篠路西	293	19,808	44	19,852	16,790	248	305
	新川中央	293	10,883	876	11,759	9,650	161	263
	幌北	293	10,760	179	10,939	8,057	324	221
	エルムの森	293	18,753	467	19,220	15,286	196	687
	光陽	293	13,810	289	14,099	11,381	139	550
	百合が原	293	14,082	472	14,554	11,872	47	563
	あいの里	293	9,189	949	10,138	7,688	180	303
	あいの里ひがし	293	10,943	249	11,192	8,706	189	488
屯田北	293	20,163	577	20,740	16,438	467	456	
東	新生	293	13,601	1,176	14,777	11,026	75	0
	ひのまる	293	13,759	1,655	15,414	8,217	549	1,133
	伏古	293	11,898	1,246	13,144	9,084	377	220
	苗穂	293	12,293	650	12,943	9,283	246	573
	札苗	293	31,492	316	31,808	28,130	310	273
	元町	291	18,070	889	18,959	14,930	188	440
	丘珠たから	293	16,784	896	17,680	13,237	367	503

VI-1-4 児童会館及びミニ児童会館事業

区	児童会館名	開館日数 (日)	時間内利用 利用者数 (人)	夜間占用利用 利用者数 (人)	総利用者 (人)	うち、児童クラブ出席	うち、中高生夜間利用	うち、子育てサロン参加
						(人)	(人)	(組)
東	栄西	289	14,100	314	14,414	11,109	240	509
	北光	293	15,822	363	16,185	14,534	69	0
	東苗穂	293	12,360	613	12,973	8,266	464	263
	北栄	293	10,714	472	11,186	7,941	66	636
	丘珠ひばり	293	7,929	40	7,969	4,817	207	137
	元町南	293	15,710	948	16,658	12,477	289	279
	東雁来	293	28,100	1,076	29,176	24,415	372	380
	栄西小はんのき	293	16,389	0	16,389	14,122	181	0
白石	北郷	293	22,283	432	22,715	19,658	123	259
	菊水やよい	293	14,563	1,669	16,232	12,498	172	579
	東札幌	293	18,682	84	18,766	16,020	221	636
	北東白石	293	9,366	815	10,181	8,026	15	133
	東白石	293	14,444	0	14,444	12,262	0	544
	菊水元町	293	17,426	431	17,857	13,083	390	369
	柏丘	293	13,113	1,166	14,279	10,403	208	543
	栄通	293	9,057	93	9,150	6,888	74	169
川北	293	19,110	1,289	20,399	17,398	363	232	
厚別	もみじ台	293	10,750	442	11,192	9,172	56	109
	厚別西	293	15,427	1,299	16,726	13,004	5	216
	厚別南	293	13,047	401	13,448	11,846	4	112
	厚別東	293	19,334	312	19,646	17,441	63	327
	青葉	293	6,872	546	7,418	4,964	82	336
	しなの	293	14,669	323	14,992	11,312	230	496
	上野幌	293	17,482	0	17,482	15,939	0	180
	もみじ台ふれあい	293	2,684	204	2,888	1,458	295	37
豊平	豊平	293	15,577	2,009	17,586	12,548	232	561
	西岡	293	9,136	594	9,730	7,758	90	224
	平岸	293	5,518	1,427	6,945	2,458	124	852
	東月寒	293	13,440	1,299	14,739	11,606	226	94
	福住	293	19,038	1,541	20,579	15,397	164	1,048
	中の島	293	17,046	630	17,676	15,672	97	269
	美園	293	14,100	578	14,678	12,282	68	127
	月寒	293	15,111	2,327	17,438	12,807	270	204
	西岡高台	293	19,004	155	19,159	16,463	270	100
	天神山	293	15,740	1,397	17,137	11,015	157	1,035
	あやめ野	293	18,429	1,113	19,542	16,299	132	593
	羊丘	293	17,694	0	17,694	15,694	76	47
清田	清田	289	12,074	618	12,692	11,045	89	77
	平岡	293	11,213	151	11,364	7,938	161	284
	北野	279	12,516	683	13,199	10,512	163	231
	清田中央	293	18,855	143	18,998	16,271	40	88
	里塚	293	12,274	196	12,470	10,413	24	236
	北野台	293	21,185	147	21,332	18,764	91	196
	美しが丘	293	11,101	1,191	12,292	8,784	226	112
平岡みどり	293	23,693	498	24,191	21,351	12	570	
南	澄川	293	19,591	0	19,591	18,198	6	170
	藻岩	293	15,444	1,304	16,748	13,080	162	332
	藤野	293	8,476	243	8,719	5,801	228	166
	真駒内	291	10,394	40	10,434	8,877	43	154
	南の沢	293	8,179	8	8,187	7,262	48	50
	石山	293	14,027	0	14,027	12,307	14	45
	常盤	293	10,600	0	10,600	8,434	40	90
	真駒内五輪	293	17,752	609	18,361	15,382	63	292
みすまい	293	5,618	354	5,972	4,611	106	70	
西	手稲東	293	9,174	1,073	10,247	6,578	67	361
	八軒	293	16,975	1,347	18,322	14,017	282	763
	西野	293	16,194	844	17,038	13,660	255	167
	発寒北	293	9,554	1,190	10,744	7,353	223	384
	山の手	293	13,519	1,051	14,570	10,989	89	697
	二十四軒	293	11,535	418	11,953	9,777	45	342
	発寒	293	24,150	136	24,286	19,733	48	1,156
	宮の沢	293	21,409	1,387	22,796	17,904	129	1,300
	平和	293	11,695	332	12,027	8,977	297	580
	八軒北	293	17,489	1,429	18,918	13,831	140	653
	発寒南さくら	59	2,208	33	2,241	2,077	4	0
	手稲	手稲前田	294	13,614	516	14,130	11,880	91
稲穂		293	18,911	257	19,168	16,386	121	308
あけぼの		289	18,549	1,321	19,870	16,279	336	128
富丘		293	14,242	1,759	16,001	12,717	153	166
西宮の沢		294	15,966	265	16,231	13,272	115	189
いなづみ		293	9,735	1,015	10,750	8,291	39	340
前田しらかば		293	7,248	511	7,759	3,574	243	811
星置		291	9,490	897	10,387	7,368	101	220
新発寒		293	8,166	668	8,834	5,909	111	465
金山	293	9,524	123	9,647	7,559	126	127	

※児童クラブ実施日を開館日数としています。

VI-1-4 児童会館及びミニ児童会館事業

(7) ミニ児童会館館別利用状況（令和3年度）

区	ミニ児童会館名	開館日数 (日)	利用者数		
			(人)	うち、児童クラブ'出席 (人)	
中央	資生館小ミニ	293	14,776	14,134	
	中央小ミニ(閉)	148	12,205	11,883	
	三角山小ミニ	291	4,819	4,170	
	伏見小ミニ	293	12,802	11,918	
	幌南小ミニ	287	12,648	10,797	
	日新小ミニ	293	18,397	17,451	
北	新琴似南小ミニ	293	10,194	9,430	
	白楊小ミニ	293	12,422	11,622	
	拓北小ミニ	293	9,763	9,327	
	新琴似小ミニ	293	19,246	18,216	
	屯田北小ミニ	293	9,849	9,011	
	太平小ミニ	293	13,965	13,038	
	新琴似西小ミニ	293	10,590	8,695	
	北九条小ミニ	293	14,746	14,007	
	北陽小ミニ	293	13,905	13,032	
	屯田西小ミニ	293	21,727	20,825	
	新川小ミニ	293	19,795	18,557	
	鴻城小ミニ	293	8,919	7,794	
	和光小ミニ	293	11,553	10,763	
	茨戸小ミニ	293	6,724	6,188	
	東	札苗小ミニ	293	15,380	14,518
		苗穂小ミニ	293	9,442	8,732
中沼小ミニ		293	3,803	3,077	
北園小ミニ		293	10,136	9,379	
元町小ミニ		293	19,572	18,475	
東光小ミニ		293	14,488	13,867	
栄小ミニ		290	11,190	10,072	
栄東小ミニ		293	11,954	11,288	
札幌小ミニ		290	8,456	8,023	
伏古北小ミニ		293	10,096	9,109	
元町北小ミニ		293	13,740	12,887	
栄緑小ミニ		293	5,785	4,604	
白石		菊水小ミニ	293	9,972	9,617
		北白石小ミニ	293	18,084	16,879
	本郷小ミニ	293	10,804	10,022	
	白石小ミニ	293	14,851	13,619	
	西白石小ミニ	293	10,735	10,223	
	南郷小ミニ	293	16,522	15,735	
	大谷地小ミニ	293	16,066	15,315	
	平和通小ミニ	293	7,760	7,217	
	東橋小ミニ	293	10,165	9,746	
	上白石小ミニ	293	12,432	11,105	
	北都小ミニ	293	11,469	11,020	
	厚別	ひばりが丘小ミニ	293	11,930	11,044
厚別北小ミニ		293	18,917	18,028	
厚別東小ミニ		293	9,138	8,276	
もみじの丘小ミニ		293	8,016	7,298	

区	ミニ児童会館名	開館日数	利用者数	
			(人)	うち、児童クラブ'出席 (人)
厚別	新札幌わかば小ミニ	293	11,792	11,160
	厚別西小ミニ	293	6,969	6,294
	大谷地東小ミニ	293	8,816	7,957
豊平	東山小ミニ	293	14,871	14,193
	西岡小ミニ	293	16,068	14,539
	あやめ野小ミニ	293	8,390	7,091
	東園小ミニ	293	14,174	13,002
	南月寒小ミニ	293	16,403	15,705
	平岸小ミニ	293	20,682	19,657
	豊園小ミニ	293	14,967	13,613
	平岸高台小ミニ	293	9,836	8,802
	旭小ミニ	293	6,303	5,849
	みどり小ミニ	293	10,084	9,540
清田	真栄小ミニ	291	8,912	8,245
	三里塚小ミニ	293	10,427	9,527
	清田緑小ミニ	293	17,548	16,826
	美しが丘小ミニ	293	8,482	7,873
	平岡中央小ミニ	293	11,393	10,416
	北野平小ミニ	293	11,364	10,503
南	南小ミニ	293	7,744	6,100
	定山溪小ミニ	293	1,656	1,274
	澄川南小ミニ	293	10,613	9,434
	藤野南小ミニ	293	8,886	8,396
	藻岩北小ミニ	293	9,421	9,006
	藤の沢小ミニ	293	3,477	3,059
	藻岩南小ミニ	293	4,788	3,395
	北の沢小ミニ	293	4,881	4,383
	澄川西小ミニ	293	8,335	8,067
西	西野第二小ミニ	293	20,829	20,040
	発寒小ミニ	287	14,013	12,797
	西園小ミニ	289	14,576	13,791
	八軒西小ミニ	293	12,412	11,682
	八軒小ミニ	293	10,782	9,940
	手稲東小ミニ	293	17,529	16,576
	琴似小ミニ	293	18,866	17,464
	福井野小ミニ	293	3,204	2,729
	山の手南小ミニ	293	17,136	15,958
	発寒南小ミニ(閉)	234	10,100	9,198
	手稲宮丘小ミニ	293	16,754	15,832
手稲	富丘小ミニ	293	12,079	11,468
	前田中央小ミニ	293	15,222	14,363
	星置東小ミニ	293	15,897	15,100
	前田小ミニ	293	9,045	8,120
	新発寒小ミニ	293	10,605	10,005
新陵小ミニ	293	8,803	8,469	

※児童クラブ実施日を開館日数としています。

5 放課後児童健全育成事業

本事業は、放課後帰宅しても適切な保護指導が受けられない留守家庭児童の保護について、保護者と行政がともにその責任を分かち合うという観点で札幌市児童健全育成事業実施要綱を制定し、昭和57年度からスタートした。これは、昭和56年度まで無料であった留守家庭児童会と、これまでの多額の保護者負担のもとで児童育成に当たっていた民間共同児童保育所を一元化して、保護者負担の格差是正、不公平是正を図ることをねらいとしたものである。

この事業の実施に当たっては、留守家庭児童の健全育成事業を行う児童育成会を総括する児童育成会運営委員会を設け、学校施設方式（旧留守家庭児童会）の運営や会費の徴収を行うとともに、民間施設方式（旧民間共同児童保育所）には、その活動に対し一定の助成を行っており、平成元年10月1日には、その助成の基準となる同要綱について、さらに実情に合わせた内容となるよう改正した。

一方、新たに札幌市留守家庭児童対策実施要綱を制定（平成元年10月1日）し、帰宅後家庭に保護者がいない児童の安全を確保し、健全に育成するための留守家庭児童対策として、児童会館内に児童クラブを開設してきた。さらに、平成9年度からは小学校の余裕教室等を活用したミニ児童会館の整備を図り、同様に児童クラブを開設している。

なお、「学校施設方式児童育成会」については、平成11年9月の社会福祉審議会の答申に基づき、順次ミニ児童会館（児童クラブ）への転換を図ってきたところであり、平成20年3月にその全ての転換が完了したことから、廃止となった。このため、現在、本市の放課後児童健全育成事業は、児童会館・ミニ児童会館で開設する「公設民営」の「児童クラブ」と、「民設民営」の「民間児童育成会（旧民間施設方式）」及び「届出のあった民間児童健全育成事業所」の2形態で実施している。

また、民間児童育成会に対する助成金については、今後も適正かつ安定して継続することができる助成制度となるよう、平成20年度に国基準をベースに見直しを行っている。

さらに、児童クラブについては、保護者の多様なニーズに応えるため、平成23年4月から対象学年を拡大（平成23年度：4年生まで、平成24年度：5年生まで、平成25年度：6年生まで）し、平成24年4月から開設時間を延長（延長時間：午後6時から午後7時まで、土曜日・長期休業日の午前8時から午前8時45分まで）するとともに、児童クラブの制度を持続可能なものとするため、同年9月より延長した時間の利用を有料化している。

平成27年4月からは子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、国の基準に基づいて本市も本事業の設備及び運営に関する基準を条例に定めており、放課後児童健全事業の実施にあつては各事業所から届出を受けるなど、国と同じ基準のもと運営を行っている。

(1) 児童クラブ

① 対象

小学生で、放課後帰宅しても保護者が就労などにより不在のため、適切な支援が受けられない児童

② 運営方法

クラブ児童への一定の配慮をしつつ、一般来館児童や異年齢の集団生活を通して互いに交流し合うよう指導する。

③ 開設場所（令和4年4月現在）

児童会館109館、ミニ児童会館90館 139ページ以降参照

④ 事業内容

ア 開設日

日曜日、国民の祝日、振替休日及び年末年始を除く毎日

イ 開設時間

下校時から午後7時まで。学校休業日は午前8時から午後7時まで。

ウ 利用料

午前8時45分から午後6時までの利用については、無料（ただし、傷害保険料として年間1,500円程度の実費負担あり）。

午前8時から午前8時45分、又は午後6時から午後7時までの利用については、月額2,000円（長期休業中のみ利用の場合は、一期間2,000円）

(2) 民間児童育成会

① 対象（登録児童）

小学生で、放課後帰宅しても保護者が就労などにより不在のため、適切な支援が受けられない児童

② 実施方法

札幌市が各民間児童育成会に対し助成等を行っている。

③ 助成箇所数（令和4年4月現在）

43か所（市内の民家等で開設）

④ 助成要件（令和4年4月現在）

ア 登録児童数

10人以上（ただし、2年以上継続して開設している児童育成会にあっては、当該年度の5月以降に登録児童数が10人未満となった場合、当該年度については年度内運営支援費を支給している。）

イ 指導員の配置

開設時間中常時2名以上（うち1人以上は一定の資格要件に該当する放課後児童支援員）

ウ 運営内容

入会児童の望ましい交遊関係を育てるとともに、心身ともに健やかに育成するよう適正な遊びや生活の指導を行う。

エ 開所日

地域の実情等を考慮し、原則として年間250日以上開所する。

オ 開所時間

平日は1日平均3時間以上、長期休暇期間などの学校休業日は原則として1日8時間以上

カ 運営主体

5人の委員からなる育成委員会（その地域の児童育成関係者2人以上を含む。）により

運営

キ 指導場所

継続的に、一定期間にわたって確保され使用できる場所

⑤ 保護者会費

民間児童育成会ごとに設定

(3) 届出のあった民間児童健全育成事業所（届出事業所）

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、助成対象とはならない放課後児童クラブの実施事業者からも届出を受けており、令和4年4月現在、6事業者からの届出を受けている。

(4) 開設状況

① 開設箇所数・児童数（各年度4月末日現在）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	か所数	登録数	か所数	登録数	か所数	登録数	か所数	登録数	か所数	登録数
児童クラブ	202	17,913	199	19,396	199	21,247	199	20,965	199	22,436
民間児童育成会	46	1,305	46	1,359	46	1,374	45	1,331	43	1,382
届出事業所	6	184	7	209	4	170	5	195	6	189
合計	254	19,402	252	20,964	249	22,791	249	22,491	248	24,007

② 障がいのある児童の受入箇所数・児童数（各年度4月末日現在）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	か所数	登録数	か所数	登録数	か所数	登録数	か所数	登録数	か所数	登録数
児童クラブ	143	514	158	602	169	672	179	878	183	991
民間児童育成会	29	40	29	43	27	45	26	40	32	46
届出事業所	0	0	2	6	2	3	2	2	2	3
合計	172	554	189	651	198	720	207	920	217	1,040

③ 民間児童育成会助成箇所数内訳（各年度4月末日現在）

登録児童数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
10～19人	14	15	15	10	9
20～35人	19	18	16	22	21
36～45人	8	6	7	6	5
46～55人	3	4	6	4	5
56人～	2	3	2	3	3
合計	46	46	46	45	43

6 放課後子ども教室事業

子どもたちの安全で健やかな居場所の確保を図るための総合的な放課後対策として、国では平成19年4月に「放課後子どもプラン」、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、国全体の目標として、全ての小学校区において、「放課後子ども教室推進事業※」と「放課後児童健全育成事業」（留守家庭児童のための施策：31ページ参照）を一体的あるいは連携して実施することとしている。

札幌市では、総合的な放課後対策を推進することを目的として、平成20年8月に「札幌市放課後子どもプラン」（計画期間は平成20～22年度）を策定し、「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）」（計画期間は平成23～26年度）「新・さっぽろ子ども未来プラン」（計画期間は平成27～令和元年度）を経て、現在は「第4次さっぽろ子ども未来プラン」（令和2年度～令和6年度）に引き継がれており、児童会館及びミニ児童会館において、児童クラブの子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく育成することを基本として放課後の居場所づくりを行っている。

このほか、児童会館・ミニ児童会館のない小学校や地域において、子どもが安心して活動できる場の確保を図るため、放課後子ども教室推進事業のモデルとして、地域が主体となって運営する放課後子ども教室モデル事業を実施してきたが、ミニ児童会館の整備後についても地域の特殊性などから継続することとし、平成30年度からは放課後子ども教室事業として実施している。

また、平成24年4月からは、余裕教室など整備スペースが確保できない等の状況から当面ミニ児童会館の整備が困難な小学校において放課後子ども館を開設していたが、学校の統廃合やミニ児童会館の開設などにより徐々に減少。最後の一つとなっていた石山東小放課後子ども館についても小学校の統合に伴い、新設校である芸術の森小学校に児童会館を整備したため、令和3年3月で終了した。

今後も教育委員会などの関係部局や関係機関との連携を図りながら、学校や地域の実情等に応じ、放課後の居場所を確保する取組等を推進していく。

※放課後子ども教室推進事業

全ての子ども（主に小学生）を対象として、安全・安心な活動場所（居場所）を設け、PTAや町内会などの参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を推進する事業

(1) 実施場所等

施設名	所在地		電話	開設年月
コッポンオリ教室	〒004-0874	清田区平岡4-2 北海道朝鮮中高級学校内	881-3971	H21.9
西こども館～PEACE～(西札幌ふれあい会館)	〒001-0931	北区新川西1-4 スーパーアークスエクスプレス3階	—	H23.3
西こども館～PEACE～(新川公園会館)	〒001-0933	北区新川西3-6	—	H23.3
とよたきこども館	〒061-2273	南区豊滝436-40	—	H27.4

(2) 実施方法

PTAや町内会が主体となった地域住民団体等に管理運営を委託している。

7 少年の健全育成事業

(1) 少年団体・育成団体

① 少年団体

団体活動・グループ活動に参加することは、自主的な社会参加や連帯意識に目覚めさせ、社会の一員としての自覚を促すという点で、人間形成の重要な時期にある青少年にとって極めて大きな意味を持つことから、少年団体の育成、活動の推進、加入の促進等の支援を行っている。

【札幌市内の主な少年団体】

令和4年4月1日現在

団 体 名	会員数（人）
公益社団法人 札幌市子ども会育成連合会	20,301
一般財団法人 札幌市スポーツ協会札幌市スポーツ少年団	4,611
一般財団法人 日本ボーイスカウト北海道連盟 札幌地区委員会	259
一般社団法人 ガールスカウト北海道連盟 札幌地区協議会	219
公益社団法人 日本海洋少年団連盟 札幌海洋少年団	15
公益財団法人 交通道德協会札幌支部 札幌鉄道少年団	47

各種少年団体は、青少年の健全な育成に大きな役割を果たしているが、特に子ども会については現在全市に287の単位子ども会が結成されており、約4,200人の育成者と約16,100人の子ども会員が地域の住民活動と密接に結びついて多彩な活動を展開し、地域ぐるみの青少年育成に極めて大きな成果を上げている。

しかし、子ども会が結成されていない地区も多く、また、中心となる指導者（リーダー）がいないために十分な活動をする事ができない子ども会もあることから、子ども会のジュニアリーダー養成のほか、子ども会活動に対する市民の理解を深めるためのPR活動などを行い、子ども会活動の活性化と活動内容の充実を図っている。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和3年度は、子ども会の会員数が減少したが、令和4年度は増加に転じている。

② 青少年育成委員会

青少年育成委員会は、地域において青少年の健全育成を推進するため、連合町内会単位（90地区）ごとに設置されており、社会参加や多様な体験機会等の提供、安全・安心の環境づくりに関する活動などを行っている。

また、青少年育成委員会は、地域全体で子どもたちを育むために町内会、学校、PTAなどの関係団体と連携を図りながら、地域の特性を生かしたさまざまな活動を展開している。

昭和61年4月には、従来の委員個々の活動に主眼を置いた「青少年育成委員」制度から、地域において組織的に活動を行う「青少年育成委員会」制度に変更し、より一層地域に密着した活動を行っている。

ア 青少年育成委員会設置数及び委員定数

令和4年4月1日現在

区名	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計
設置数(地区)	16	11	10	8	6	9	5	10	8	7	90
定数(人)	264	245	222	176	117	190	106	161	180	138	1,800
現員数(人)	232	209	200	162	93	159	99	145	158	125	1,582

※ 定数の合計には局保留分の1人を含む。

イ 青少年育成委員会委員の任期 … 3年(市長が選任) ※ 平成6年度までは2年

ウ 活動内容

(ア) 社会参加や多様な体験機会等の提供

- ・スポーツ(地区運動会等)
- ・文化、芸術(音楽会・百人一首等)
- ・レクリエーション(三世代交流会・キャンプ・収穫体験等)
- ・その他(子どもたちと大人の意見交流会等)

(イ) 安全・安心の環境づくり

- ・地域安全パトロール
- ・子どもにとって有害な環境の排除活動
- ・その他(関係団体との情報交換・地域安全マップづくり等)

(ウ) 研修会・学習会

- ・区青少年育成委員会委員研修会の開催
- ・地区青少年育成委員会委員研修会の開催
- ・関係団体等が実施している青少年健全育成に係る研修会への参加

(エ) 広報啓発等

- ・広報紙の作成・回覧や、地域懇談会・講演会の開催
- ・関係団体等との意見・情報交換会や、合同行事の実施

③ 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会

(公財) さっぽろ青少年女性活動協会は、昭和54年3月の札幌市青少年問題協議会からの建議(「青少年育成に関する当面の対策について」)に基づき、グループ活動における専門的な指導者(グループ・ワーカー)の安定的な確保と身分保障の確立を目指して、それまで任意団体であった「札幌市グループ・ワーク協会」を母体として、民間と行政が一体となって青少年の健全育成と青少年及び女性の社会参加を促進するために、昭和55年4月1日に設立された(設立当初は(財)札幌市青少年婦人活動協会。平成15年8月1日に名称を一部変更、(財)札幌市青少年女性活動協会とし、平成25年4月1日、公益法人化に伴い(公財)さっぽろ青少年女性活動協会となった。)

現在では、学校や地域、企業等へ指導者を派遣し、グループ活動に関する専門的な立場からの指導助言や人材育成を行うほか、野外活動やまちづくり活動を通じたさまざまな事業を展開し、地域における青少年育成等に取り組むとともに、多くの市有施設において指定管理業務を担い、市民活動の促進や課題を抱える若者への対応にも取り組んでいる。

ア 事務所 札幌市西区宮の沢1条1丁目1番10号 宮の沢若者活動センター内

イ 基本金 10,000千円(令和4年4月現在札幌市が25%出資)

ウ 事業

(7) 地域活動等事業

a 自主事業

当協会が自主的に行うグループ活動の指導及び指導者の養成業務等や、自主運営施設として滝野自然学園の管理運営等を行っている。

また、子どもの体験活動を通じた健全育成活動を幅広く支援するため、こども基金「さっぽろスマイルキッズ」を設立し、市民活動団体等が行う対象事業に対し、助成を行っているほか、困難を抱える子ども・若者を支援する、こども若者応援基金「さっぽろユースチャレンジ」を設立し、「子ども・若者の居場所いところち」の運営等に活用している。

b 受託事業

地域づくり事業等の企画や実行委員会運営、官民諸団体からの依頼に応じて行う指導業務及び指導者の養成業務（オンライン水道工作会、西区魅力創出プロジェクト事業）など

(4) 施設管理運営事業（令和4年4月1日現在）

児童会館、ミニ児童会館、こども劇場（こどもの劇場・こども人形劇場）、若者支援総合センター、若者活動センター、定山溪自然の村、札幌エルプラザ公共4施設（男女共同参画センター、消費者センター、市民活動サポートセンター、環境プラザ）、青少年山の家、北方自然教育園

(2) 少年少女国際交流事業

① シンガポール少年少女交流事業

アジア地域との交流を推進するとともに、国際的視野の広い青少年を育成することを目的に、昭和63年度からシンガポール共和国と相互交流を実施している。

派遣は隔年で行い、派遣年度の翌年度にシンガポール共和国の少年少女を受け入れている。令和3年度は、市内の中学生14人をシンガポール共和国へ派遣する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止とした。令和4年度は、前年度同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から往来は中止とするが、その代替として、オンライン交流を予定している。

② 姉妹都市少年少女交流事業

相互に姉妹都市関係にあるロシア連邦ノボシビルスク市及び大韓民国大田広域市の中高生がワークショップなどを通して交流を深め、相互理解と友好を育むことで、3都市の更なる友好関係の発展と中高生の国際的視野、コミュニケーション能力の養成を図ることを目的に、平成23年度から実施している。

令和3年度についても前年度と同様、新型コロナウイルス感染症の影響から、往来交流が難しい状況であったため、令和4年2月に、札幌市内の高校生とノボシビルスク市の中高生が参加し、オンラインによる交流イベントを開催した（大韓民国大田広域市は、新型コロナウイルス感染症の影響により、交流イベントへの参加は辞退した）。

(3) 心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動

昭和58年4月に校内暴力等の解決を目的として、「青少年非行化防止札幌市民運動」がス

ターゲットした。同年、この運動を学校・PTA・地域関係団体が連携して推進するために、各中学校区単位に「中学校区非行化防止対策推進会」が発足した。

昭和63年には非行化防止を含めた「健全育成」を目的として、運動の名称を「心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動」と改めるとともに、団体名も「中学校区青少年健全育成推進会」と改称した。

現在、この市民運動は中学校区青少年健全育成推進会、青少年育成委員会、町内会などが中心となり、「青少年を見守る店」登録推進活動をはじめ、街頭啓発、地区パトロールの実施など広範囲の活動を展開しており、地域全体で青少年の健全育成を進めている。

また、例年7月を「心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動強調月間」とし、諸活動を集中的に実施することにより、関係機関・団体、地域住民等の青少年の健全育成に対する共通の理解と認識を深め、各種活動への積極的な参加を促し、市民運動の一層の充実を図っている。

【心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動強調月間推進事業】

① 地域における子どもを見守る取組の推進

子どもの安全確保、青少年を取り巻く有害環境の排除など、地域が一体となった子どもを見守る取組を推進している。

ア 地区パトロールの実施

イ 「青少年を見守る店」登録推進活動の実施

商店等に対して、登録店であることにより、子どもたちに温かい気持ちと言葉で接することや子どもの成長に悪影響を及ぼすような品物は子どもたちに売らない、見せないことなどを依頼している。

【登録店数の推移】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
登録店数	5,985	5,928	5,829	5,738

ウ 北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査の実施

エ インターネット上の違法・有害情報から子どもたちを守るための啓発活動の実施

② 各種研修会の実施等

区民の集い、地区懇談会、研修会等の開催及び街頭啓発活動などを実施し、市民の青少年の健全育成に対する意識の向上を図っている。

(4) 少年育成指導員による指導・相談

喫煙や怠学など子どもの問題行動に対応するため、子ども未来局及び各区役所に少年育成指導員を配置し、駅・バスターミナル・繁華街・商業施設などを巡回して声かけや指導等を行い、子どもが抱えている悩みを少しでも解消できるよう積極的な対話に努めるとともに、地域の諸団体へ青少年の健全育成・非行化防止に向けた取組の支援を進めるほか、子どもの問題行動や友人、親子関係などに関わる各種相談にも対応している。

【指導対象者内訳】

(単位：人)

	未就学	小学生	中学生	高校生	その他 学生	有職 少年	無職 少年	不明	合計
元年度	12	3,528	2,130	166	2	6	0	0	5,844
2年度	11	5,501	1,200	215	0	0	2	3	6,932
3年度	5	3,752	820	58	0	3	0	5	4,643

【指導内容内訳】

(単位：件)

	喫煙	不良 交友	遊技場 等出入	乱暴	怠学	不健全 行為	不健全 娯楽	路上危 険行為	自転車違 反行為	法令違 反行為	その他	合計
元年度	3	2	4,705	0	43	8					1,083	5,844
2年度	18	30	2,082	21	21	0	40	2,577	506	58	1,579	6,932
3年度	18	66	2,050	19	2	0	46	1,451	323	85	583	4,643

【相談対象者内訳】

(単位：人)

	小学生 以下	中学生	高校生	その他 学生	有職 少年	無職 少年	成人	不明	合計
元年度	1	10	3	1	0	0	1	0	16
2年度	1	2	5	0	0	0	0	1	9
3年度	0	12	2	0	0	0	0	0	14

【相談内容内訳】

(単位：件)

	家庭生活	学校生活	不良行為	不登校	個人的な悩み	その他	合計
元年度	4	1	1	9	0	1	16
2年度	1	3	1	3	0	1	9
3年度	0	0	0	2	0	12	14

(5) 子どもの権利の推進

① 子どもの権利の普及啓発

平成20年11月に、子どもの権利についての理解を深め、市及び市民が一体となって子どもの権利の保障を進めることを目的として、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」(以下「条例」という。)を制定し、翌21年4月1日に施行した。

子どもの権利の普及啓発の取組としては、「さっぽろ子どもの権利の日」(毎年11月20日)を中心とする啓発事業のほか、小中学生への学校授業でも活用できるパンフレットの配布や乳幼児の保護者向けリーフレットの配布など、子どもから大人まで広く市民に向けた普及啓発・理解促進の取組を行っている。

また、「子ども議会」等の市政に子どもの意見を反映する取組や、子どもたちが他都市の子どもたちと話し合い、交流する「子ども交流事業」を実施するなど、子どもの意見表明や参加の取組を進めている。

【子ども議会】

子ども議会は、子どもの意見表明権等を体現する場として平成13年度から開催している。現在は、子どもたちが子ども議員として、それぞれ10人程度のグループに分かれ、およそ3か月に渡り話し合いや勉強会を行い、札幌市に対する提案事項をまとめている。

VI-1-7 少年の健全育成事業

令和3年度は、市内の小学4年生から中学2年生の子ども議員17人により、ZOOMを使用したオンライン会議を5回実施し、2つのテーマについて議論した。子ども議員の意見は動画にまとめ、市) 市民自治推進課が所管する「超まちフェス」のイベント内で発表した。

また、子どもたちの活動のサポーターとして高校生3人も参加した。

開催年度	議員数	委員会等開催回数	提案内容
令和元年度	19人 ・小学生13人 ・中学生6人	6回	・札幌市民以外から見た札幌市 ・エスカレーター利用のルール・マナー
令和2年度	10人 ・小学生7人 ・中学生3人	4回	・いじめ・学校教育 ・人間と動物の関係と動物の保護活動 ・食品ロス
令和3年度	17人 ・小学生15人 ・中学生2人	6回	・地球温暖化と気候変動について ・公共の場が、障がいのある方や高齢者の方にとって、使いやすい場所にするためには

※ 回数には令和元年度は子どもの権利10周年記念式典での発表、令和2年度は書面会議と発表、令和3年度はオンラインでの会議、発表を含む。

② 第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画

条例第46条に基づき、同条例の理念の実現に向け、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるため、札幌市子どもの権利委員会からの答申を踏まえて「札幌市子どもの権利に関する推進計画」を平成23年3月に策定した。

令和2年3月には、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とする「第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画」を、札幌市の子ども・子育てに関する総合的な計画である「第4次さっぽろ子ども未来プラン」と一体的に策定した。

「第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画」

【基本理念】

「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」

【基本施策】

- 1 子どもの権利を大切にしている意識の向上
- 2 子どもの参加・意見表明の促進
- 3 子どもを受け止め、育む環境づくり
- 4 子どもの権利侵害からの救済

③ 札幌市子どもの権利委員会

札幌市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証することを目的に、条例第47条に基づく市長等の附属機関として設置しており、子どもの権利に関する施策の検証を行っている。委員は、条例で、学識経験者のほか15歳以上の子どもを含む市民のうちから委嘱することと規定しており、原則3名の高校生が委員に就任している。

(6) 子どもの学びの環境づくり

① フリースクール等民間施設事業費補助事業

不登校の原因は複雑多岐にわたり、中には学校復帰が困難な子どもも少なからず存在する。フリースクール等の民間施設は、このような子どもたちの受け皿となり、子どもたちの社会的自立に重要な役割を担っていることから、児童生徒の指導体制の整備、教材や体験学習等に係る当該経費の一部を助成する「札幌市フリースクール等民間施設事業費補助要綱」を制定し、子どもたちの学びの環境の充実を図っている。

【補助概要】

補助メニュー		補助額（上限）
配置職員の充実	必要職員の確保	新規に配置する職員1名につき1,260千円 (日額上限6,000円×210日)
	カウンセラー配置	600千円（時給上限5,000円/h×2h×60日）
活動の充実	教材・教具の整備、 体験学習・実習費	800千円
	施設借上料	600千円（月額上限50,000円×12月）

※ 1団体当たりの年間補助限度額は、児童生徒8名以下の場合1,600千円、9名以上の場合2,000千円、17名以上の場合2,400千円、25名以上の場合2,800千円、33名以上の場合3,200千円。

※ 補助事業者は、上記補助メニューのうちから現状に即したものを選択し、組み合わせ可能。

② 新型コロナウイルス感染症対策事業費臨時補助事業

フリースクール等民間施設が新型コロナウイルス感染症対策として必要な予防策を講じることができるよう、「札幌市フリースクール等民間施設における新型コロナウイルス感染症対策事業費臨時補助金交付要綱」を制定し、令和2年度より補助事業を実施している。

【補助概要】

令和2年度：1団体につき550千円

令和3年度：1団体につき300千円

令和4年度：1団体につき300千円

費目	内容
消耗品購入費	新型コロナウイルス感染症対策のために必要な消耗品 (ハンドソープ、手指消毒用アルコール、施設消毒用洗剤、子ども用マスク等)
備品購入費	新型コロナウイルス感染症対策のために必要な備品(非接触型体温計、空気清浄機、暖房機器(換気に係るもの)、パーテーション、ビニールカーテン等)
職員が新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するための経費	・通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴うコロナ対策手当等 ・職員が勤務時間外に消毒・清掃等行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金 ※手当等の水準は、社会通念上適当と認められるものであること
その他	その他、特に必要と認められる経費

(7) その他少年健全育成事業

① 優良青少年及び青少年育成者表彰

「札幌市優良青少年及び青少年育成者表彰」制度は、昭和41年に善行青少年表彰として創設されたものを、昭和47年度から青少年と青少年団体に加え、青少年育成者をその対象とするよう改変し、現在に至っているものである。

この表彰は、札幌の青少年の健全な活動を推進し、地域社会の健全育成に寄与している青少年及び青少年団体並びに青少年の育成指導に貢献している育成者に対し、その功績をたたえるとともに、以後の活動を期待して表彰するものであり、これまでに2,537件の表彰を行った。(青少年834人、青少年団体526団体、青少年育成者1,177人)

② こどものまち「ミニさっぽろ」

本市の将来を担う子どもが、就労体験を通して働くことの楽しさや大切さ、世の中の仕組みなどを学ぶとともに社会性や協調性、自立心を養う機会とし、子どもの健全な成長に資すること、また、子どもが主体的に「ミニさっぽろ市」という疑似空間に参加することにより、市民自治意識の涵養を図るとともに札幌市民憲章の普及・啓発の機会とすることを目的に実施している。

事業内容は、市内及び近郊に住む小学校3・4年生を対象とする参加者が、仮想のまち「ミニさっぽろ市」での擬似的な就労体験により地域通貨の給料を得て、消費生活等の市民体験を行う。なお、源泉徴収により給料から市税を納めさせることで、参加者自身の就労活動が市の運営に寄与することを理解させるとともに、その給料の使途など市内における行動は参加者自身が自由に決定することで自主性を養う。実施に当たっては、企業協賛金のほか各ブースの企画運営を含め、積極的に企業の協力を得るとともに、学生や小学校5・6年生等の市民ボランティアの協力により、民間との協働を実現し、効率的な事業実施を図っている。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止となっている。

③ プレーパーク推進事業

プレーパークは、大人が決めたルールやプログラムではなく、子どもが自由な発想で遊びを展開できる機会や場所を作る活動で、「冒険遊び場」とも呼ばれている。

地域住民等が主体となって開催・運営を行う活動であることから、担い手を発掘し市民の理解・協力を得るため、積極的に普及啓発を行うとともに、活動の円滑な実施や定着を図るための活動支援等を実施している。

令和3年度は、8団体がプレーパーク事業実施団体として登録し、活動助成を受け、プレーパークを80回開催、延べ3,461人が参加した。また、普及啓発事業として、プレーリーダーを団体からの希望に応じて派遣し、プレーパークのノウハウを提供する出張プレーパーク事業や体験プレーパーク事業、プレーパークの出前講座を実施し、延べ4,961人が参加した。

④ 「子どもの体験活動の場」事業

平成24年3月に閉校した旧真駒内緑小学校の校舎・体育館等の一部を活用し、子どもの自主性と社会性を育むことを目的に、多様な体験機会を子どもに提供する場として平成26年度に整備するとともに、公募型プロポーザルにより事業者を選定し、平成27年4月より開設した。

ア 概要

- (ア) 名称 子どもの体験活動の場「Coミドリ（こみどり）」※Coミドリは愛称
 (イ) 所在地 札幌市南区真駒内幸町2丁目2-2（Tel 213-0906）
 (ウ) 開館時間 水～日曜日（祝日含む）10:00～16:00
 市立小学校の夏・冬・春休み期間中の水～日曜日（祝日含む）10:00～16:00
 （12月29日～1月3日除く）
 (エ) 運営事業者 公益社団法人札幌市子ども会育成連合会
 (オ) 運営形態 土地及び建物の貸付と補助金の併用

イ 利用状況（令和3年度）

事業	年間利用者数	開催回数	平均利用者数
プレーパーク	3,231	143	22.6
子ども事業	2,142	62	34.5
合計	5,373		

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、5月3日から7月11日、8月27日から9月30日まで休館にした。

⑤ ジュニアリーダー養成研修

地域の子どもの活動等の中心としてふさわしい資質を持ったジュニアリーダーを育成することで、地域の活動の円滑化・活性化を図り、もって地域の子どもの健やかな成長を推進することを目的に実施している。

また、ジュニアリーダー養成研修のための事業用地として、市内3か所に青少年キャンプ場を設置している。

【青少年キャンプ場の概要と利用状況】

名称	開設年月	定員 (人)	面積 (㎡)	利用状況		開設期間	
				令和3年度		令和3年度	令和4年度
				団体	人数		
豊平区西岡 青少年キャンプ場	昭和54年 7月	100	76,987	0	0	7/12～9/30	調整中
厚別区小野幌 青少年キャンプ場	平成12年 6月	100	10,547	0	0		
手稲区 青少年キャンプ場	平成3年 10月	100	33,131	0	0		

※ 研修事業使用時以外には、子どもの健やかな成長を推進することを目的としている青少年を主体とする団体やグループ等による利用を認めている。

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、キャンプ場の利用を制限し、緊急事態宣言発令期間は、利用を中止した。

(8) 少年関連施設

① こども人形劇場「こぐま座」

子どもたちに夢のある人形劇を提供し、豊かな情操を育むとともに、人形劇団やサークル、グループなどを育成することを目的とし、昭和51年7月に中島児童会館に隣接して開館した。公立の人形劇専門の劇場としては全国初の施設である。道内外の劇団により、毎週土、日及び祝日に公演する一般公演と、子どもたちの春・夏・冬休み期間に開催する特別公演が行われている。

VI-1-7 少年の健全育成事業

ア 施設の概要

- (ア) 所在地 札幌市中央区中島公園 1 番 1 号中島公園内 (TEL 512-6886)
- (イ) 建築面積 137.17㎡ (ホール定員 90人)
- (ウ) 構造 鉄骨造一部木造平屋建
- (エ) 利用時間 9時00分～22時00分 (日曜日：9時00分～17時00分)
- (オ) 休館日 毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)、12月29日～1月3日
- (カ) 利用料金

単 位		利 用 料 金
1回の公演につき	同一のプログラムによる上演が1回の場合	入場料等の総額の5%に相当する額
	同一のプログラムによる上演が2回以上の場合	入場料等の総額の10%に相当する額

- (キ) その他 楽屋、美術工作室等は、中島児童会館施設を利用
- (ク) 管理運営 (公財) さっぽろ青少年女性活動協会 (指定管理者)

イ 利用状況

利用区分 など 年度	観劇者数 (人)				出演者 (リハ含) (人) (B)	研修 ・見学 (人) (C)	利用者 総数 (人) (A+B+C)	上演 回数	上演 日数	仕込み リハ・ 研修 日数
	3歳 以下 (無料)	招待	有料	計 (A)						
元年度	1,077	521	8,327	9,925	2,054	19,538	31,517	192	120	167
2年度	1,049	134	1,795	2,978	993	6,374	10,345	104	75	104
3年度	625	158	3,499	4,282	1,152	7,493	12,927	142	94	127

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、5月3日から7月11日まで及び8月27日から9月30日まで休館にした。

ウ 主な事業

人形劇の質的向上を図り、市民に人形劇を定着させることを目的として、多くの団体に公演の機会を提供しているほか、人形劇の初心者向けに人形の制作や舞台美術・脚本等を指導する講習会を開催している。

事業名	回数 (回) (公演事業はステージ数)	3年度参加者数(人) (公演事業は観客者数)
公演事業 (幼児のための小さな劇場、こぐま座特別公演他)	142	4,282
講座等の育成事業 (初心者のための人形劇講座、腹話術初心者入門講座他)	55	386
こどもの舞台表現活動の推進 (こども人形劇団、パペットスクール)	66	749
中島児童会館との協働事業 (こどもまなび塾、あそびの劇場他)	31	750
地域、他団体との交流事業 (児童会館特別公演、アウトリーチ事業他)	34	1,987

その他 (人形劇公演観劇スタンプラリー他)	通年	10,571 (うちMASOBO利用8,641)
--------------------------	----	-----------------------------

② こどもの劇場「やまびこ座」

人形劇、児童劇等の分野における創作、発表、鑑賞などを通して、子どもたちの情操の
かん養を図り、もって子どもの健全育成に資することを目的に、昭和63年8月に開館した。

この劇場は、ホールのみ施設である「こぐま座」と比較して、美術工作室、研修室な
どの施設が充実しているため、人形劇や児童劇などの上演のほか、人形や舞台のセット作
りや人形展示など多彩な利用が可能である。

ア 施設の概要

- (ア) 所在地 札幌市東区北27条東15丁目 (TEL 723-5911 FAX 723-5934)
- (イ) 敷地面積 4,401.24 m²
- (ウ) 建築面積 1,032.47 m² (ホール定員 300人)
- (エ) 延床面積 1,495.37 m²
- (オ) 構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階建2階建
- (カ) 利用時間 9時00分～22時00分 (日曜日：9時00分～17時00分)
- (キ) 休館日 毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)、12月29日～1月3日
- (ク) 管理運営 (公財) さっぽろ青少年女性活動協会 (指定管理者)
- (ケ) 利用料金

【育成団体等が公演のためホールを利用する場合】

単 位		利 用 料 金
1回の 公演に つき	同一のプログラムによる上演が1回の場合	入場料等の総額の5%に相当する額
	同一のプログラムによる上演が2回以上の場合	入場料等の総額の10%に相当する額

【その他の使用の場合】

種 別	使用時間	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
ホ ー ル		13,000円	19,000円	20,700円	50,500円
会 議 室		1,100円	1,600円	1,800円	4,300円
研 修 室		2,200円	3,200円	3,500円	8,600円
美術工作室		2,500円	3,700円	4,000円	9,700円

VI-1-7 少年の健全育成事業

イ 利用状況

【ホール等利用者】

利用区分 など 年度	観劇者数 (人)				出演者 (リハ含) (人) (B)	研修 ・見学 (人) (C)	ホール利用 総数 (人) (A+B+C)	上演 回数	上演 日数	仕込み リハ・ 研修 日数
	3歳 以下 (無料)	招待	有料	計 (A)						
元年度	1,269	927	11,553	13,749	8,669	132	22,550	175	117	125
2年度	812	662	4,375	5,849	4,914	378	11,141	138	100	95
3年度	926	704	6,121	7,751	5,819	54	13,624	144	97	108

【総利用者】

年度	室名	ホール等	会議室	研修室	美術 工作室	図書室等	(上段) 件数 (下段) 総利用者数
	定員 面積	300人 370㎡	16人 40㎡	40人 80㎡	48人 90㎡		
元年度	件数	509	270	434	484	—	1,697
	利用人員	22,550	2,825	5,834	5,172	8,085	44,466
2年度	件数	439	249	326	374	—	1,388
	利用人員	11,141	1,208	3,822	3,778	5,056	25,005
3年度	件数	438	220	275	384	—	1,317
	利用人員	13,570	1,208	3,075	3,683	4,584	26,120

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、5月3日から7月11日まで及び8月27日から9月30日まで休館にした。

ウ 主な事業

人形劇等各種講習会のほか、やまびこ座プロデュースによる児童劇公演や人形劇祭等、幅広い子ども文化の普及活動を行っている。

事業名	回数 (回) (公演事業はステージ数)	3年度参加者数(人) (公演事業は観客者数)
公演事業 (リフレッシュオープン記念特別公演他)	171	9,501
各種講座等の育成事業 (初心者のための人形劇講座、人形浄瑠璃講習会他)	233	1,660
こどもの舞台表現活動の推進 (やまびこ座遊劇舎、劇☆やまびこ座YOUTH他)	145	2,153
地域との共生およびアウトリーチ活動 (読み語りの会、被災地支援活動他)	98	4,405
展示事業・その他 (人形劇公演観劇スタンプラリー他)	通年	4,075

8 若者支援事業

札幌市では、明日の社会を担う若者の社会的自立の実現を目標として、平成21年4月に「札幌市若者支援基本構想」を策定し、平成22年4月には、「若者支援総合センター」及び「若者活動センター」からなる若者支援施設を設置した。その後、基本構想は令和元年度をもって取組期間を終了したが、令和2年度からは引き続き第4次さっぽろ子ども未来プランにおいて「社会的セーフティネット」「若者同士の交流、仲間づくり」「社会参画」の3つの視点を施策の方向性に掲げ、若者の社会的自立を総合的に支援する取組を行っている。

(1) 若者支援施設

若者支援施設は、若者の社会的自立を総合的に支援することにより、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として、平成22年4月に勤労青少年ホーム及び青少年センターを活用して設置した施設。

このうち、若者支援総合センターは、若者支援の中核施設としての役割を担い、主にひきこもり、ニートと呼ばれる若者など社会生活を円滑に営むうえで困難を有する若者の社会的自立を支援している。

同センターは、平成22年9月に子ども・若者育成支援推進法に基づき、困難を有する若者の社会的自立促進のため設置された「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」の調整機関となっており、事務局として中心的な役割を果たしている。

また、若者活動センターは、若者同士の交流や若者の社会参加のきっかけづくりを行うため、地域ごとに設置している施設であり、現在、アカシア若者活動センター、ポプラ若者活動センター、豊平若者活動センター、宮の沢若者活動センターの4館を設置しているほか、若者支援総合センターにも活動センターとしての機能を持たせている。

施設の管理運営は、(公財) さっぽろ青少年女性活動協会を指定管理者に指定し行っている。

【若者支援施設利用者数】

年度	合計利用者数 (人)	施設別利用者数 (人)				
		自立支援事業	交流促進事業	社会参加促進事業	ロビー用	貸室用
令和2年度	163,533	13,926	13,470	8,262	19,898	107,977
令和3年度	105,806	14,589	9,706	6,008	11,287	64,216

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の期間で臨時休館とした。

- ・ 令和2年4月14日～令和2年5月31日
- ・ 令和3年5月3日～令和3年7月10日 (令和3年4月24日～令和3年5月2日は夜間休止)
- ・ 令和3年8月2日～令和3年9月30日 (令和3年7月23日～令和3年8月1日は夜間休止)

(2) 事業内容

① 若者の自立支援事業

ア 対象

ひきこもりやニートなどの社会生活を円滑に営むうえで困難を有する主に30代までの若者

イ 実施施設

若者支援総合センター

ウ 内容

(ア) 相談業務

総合相談窓口を設置し、キャリアカウンセラーや社会福祉士などの相談員が若者本人やその家族などからの相談に応じている。

また、来所による相談では相談者の状況に合わせたサポートを実施し、支援プログラムや他の専門機関との連携を通じた支援も含め、自立までの行動計画を立てる。

【総合相談窓口】

電話相談・来所による相談（要電話予約）：月曜日～土曜日 10時～18時

メール相談：随時（詳しい相談は原則、電話もしくは来所）

【相談件数】

年度	相談件数（件）								
		総合相談件数				継続相談件数			
		来所	電話	メール	来所	電話	メール		
2年度	7,647	858	155	545	158	6,789	3,022	3,085	682
3年度	7,125	980	199	620	161	6,145	2,623	2,747	775

(イ) 自立支援プログラムの実施

自立までの行動計画に基づき、グループ炊事や軽い運動で基礎的な生活習慣と社会性を身に付け、仕事体験やセミナーにより就業につなげていく。

【主なプログラム内容】

グループプログラム	定期的な外出の機会作りから個別の目標に向けた就労体験・就職活動まで、一人ひとりの能力にあったプログラムにより自立に向けた段階的な支援を行う。
各種セミナー	ビジネスマナーやストレスマネジメントなど、就労や就職活動に向けたセミナーを実施し、参加者が得たいスキルを自主的に補える機会を提供する。
キャリアアップ応援プログラム	就労を始めた利用者に対し、就労決定後のフォローアップとして交流会や職場報告会を開催する。
家族向けプログラム	本人の来所が困難な状態にある家族を対象として、間接的な本人支援の場として座談会や学習会を開催する。

(ウ) その他

ひきこもり等、来所が困難な若者への間接的な支援を目的とした親の会や定時制高校への訪問相談のほか、企業等での職業体験機会を増やすための社会体験機会創出事業、学校教育から離れた若者に対し、早期から進路決定のための支援を行う中学校卒業生等進路支援事業などに取り組んでいる。

また、平成30年度から、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度認定試験の合格や高校入学を目的とした学習相談・学習支援を行う若者の社会的自立促進事業を実施している。

(エ) 自立支援事業の登録者数と進路決定

年度	自立支援新規登録者数	うち進路決定者数（人）				
		就職	職業訓練	進学	その他	
令和2年度	297	157	130	3	24	0
令和3年度	304	157	142	2	13	0

② 若者同士の交流促進事業

若者支援施設では、若者が豊かな社会性を身に付けることを目的として、主に15歳から34歳までの若者に対する仲間づくりや活動を始めるきっかけとなる各種講座等を開催するとともに、市内で活動しているサークル・団体やイベントを紹介している。

また、他の団体との交流などを図れるよう、若者で構成する団体によるネットワークを構築している。

【若者団体ネットワークの構築】

令和3年度若者団体ネットワーク登録団体数	921団体
合計登録者数	8,136人

③ 若者の社会参加促進事業

若者支援施設では、若者の主体的な地域の社会活動への参加を促進するため、主に15歳から34歳までの若者に対して、ボランティア体験会やまち活性化イベントのスタッフ養成講座などを開催し、新たな活動を始めやすい環境を提供している。

また、まちづくりやボランティアなどに関心のある若者が力を発揮する場として、地域で活動する団体やイベントなどの情報を幅広く提供している。

(3) さっぽろ子ども・若者支援地域協議会

札幌市では、平成21年に制定された子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成22年9月に「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」を設置し、関係機関同士の連携を図っている（現在23機関・団体で構成）。協議会においては、年1回の代表者会議、年4回の実務者会議のほか、随時ケース検討会議を実施し、効果的な支援方策の検討を行っている。

(4) ひきこもり対策推進事業（参考）

札幌市では、ひきこもり専門の第一次相談窓口として、平成27年10月に「札幌市ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもりの状態にある本人及びその家族に向けた支援を行っている。また、平成30年度から、ひきこもり状態にある本人やその家族等が集まり交流する集団型支援拠点「よりどころ」を実施し、ひきこもりに悩む方に対する支援の充実を図っている。

ひきこもり対策推進事業については、令和元年度まで子ども育成部が所管していたが、平成30年度に実施した「市民の生活に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」において、中高年層のひきこもりが若年層と同程度の割合で存在するとの推計値が明らかとなったことを踏まえ、より包括的な支援体制を構築するため、令和2年度から保健福祉局障がい保健福祉部が所管している。

9 私学助成（小学校、中学校及び高等学校）

学校法人のうち私立小学校、中学校、高等学校に対し、「札幌市私立学校助成規則」等に基づき、私立学校の健全な発展と私立学校教育の振興を図ること等を目的とした助成事業を実施している。

(1) 私立学校教材教具等整備費補助金

小学校、中学校及び高等学校に対して、教材教具・備品の購入・修繕、施設設備の小規模工事・修繕に係る費用の一部を補助する事業（市独自事業。昭和31年～）。

(2) 私立学校施設整備費貸付金

中学校及び高等学校に対して、校舎の新築、増築、改築工事に係る費用の一部を貸し付ける事業（市独自事業。昭和35年～）。

【主な貸付条件】

- ・貸付金額…総工事費の1/3以内かつ2,000万円以内
- ・償還年限…10年
- ・貸付利率…年利6.5%以内（遅延利息 年利10.95%）

但し、長期プライムレートが年6.5%を下回る場合には、長期プライムレートと同率。

（令和4年6月10日現在長期プライムレート 1.2%）

10 子どもの貧困対策

(1) 札幌市子どもの貧困対策計画

札幌市では、子どもがその生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながらか、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指し、「札幌市子どもの貧困対策計画」を平成29年度に策定した。

平成30年度からは、子どもの貧困対策を専門に担当する「子どものくらし支援担当課」を設置し、庁内の部局間や関係機関等との連携を促進しながら、子どもの貧困に関わる施策を推進している。

(2) 子どものくらし支援コーディネーター事業

「札幌市子どもの貧困対策計画」において、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげることを、特に推進すべき取組と位置づけており、その具体的な取組として、平成30年8月から「子どものくらし支援コーディネーター事業」を実施している。

① 事業概要

子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や学習支援会場、子ども食堂など子どもの居場所を巡回し、区役所や学校など関係機関とも連携しながら、困難を抱える子どもや家庭に必要な支援につないだり、重層的な見守りにつなげている。

② 支援対象者

経済的な問題や、家庭環境等さまざまな困難を抱えていることにより、成長や将来的な自立に向けて困難な影響が生じている状態にある子ども、若者やその家族。

③ 子どもコーディネーターの配置状況等

- ア 実施体制
公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会に委託
- イ 配置場所
札幌市若者支援総合センター内
- ウ 相談受付時間
10時～18時（土日祝休日、年末年始、休館日を除く）
- エ 配置人数及び巡回対象地区
令和4年4月現在、7名体制、市内全域を巡回
- オ 相談受理

	相談受理件数	支援継続件数（※年度末時点）
平成30年度 ※8月から事業開始	374件	292件
令和元年度	460件	738件
令和2年度	288件	605件
令和3年度	293件	687件

11 子どもの居場所づくり支援事業

子ども食堂など子どもの居場所づくり活動は、無料又は低額で食事や安心して過ごせる居場所を提供するとともに、地域の大人と子どもが食事や様々な体験、交流を通じて関わる中で、行政だけでは把握しきれない潜在的な課題を早期に発見する契機となる重要な活動である。

札幌市としては、このような多様な機能を持つ子ども食堂などの活動を支援することとして、運営団体向けの補助制度を実施している。

(1) 札幌市子ども食堂活動支援補助金（令和2年度から実施）

子ども食堂など食事の提供に加えて子どもの居場所づくりをする活動で、新たに開始する場合、又は内容の拡充や機能を強化して取り組む事業に対して経費の一部を補助。

① 対象経費

会場使用料、保険料、普及啓発費、物品・教材購入費などの経費

② 補助金額

10万円以内／年、補助率：対象経費の2/3以内

(2) 札幌市子どもの見守り強化事業補助金（令和3年度から実施）

地域で子どもたちを見守る環境を強化するため、子どもたちに食事の提供、学習支援又は生活支援指導等の支援活動を実施する子ども食堂等の団体に対し、訪問による状況把握や居場所を通じた見守り活動にかかる経費を補助。

① 対象経費

人件費、食材購入費、運搬費、物品・教材購入費、会場使用料、普及啓発費などの経費

② 補助金額

補助単価

ア 子どもの居場所での状況把握1件当たり：1,000円

イ 訪問による状況把握1件当たり：1,500円

補助金額＝アの実績件数（1,000円×年間延べ件数）＋イの実績数（1,500円×年間延べ件数）
（50万円以内/年）

ただし、対象経費の合計額が補助金額に満たない場合は、対象経費の合計額を限度とする。

(3) 講座等開催

食品衛生に関する講座、見守り機能向上のための講座等の開催（令和3年度も、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により未実施）。

12 ヤングケアラー支援推進事業

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもであるヤングケアラーを支援するため、令和3年度に行った実態調査の結果を踏まえ、令和4年度より以下の取組を予定している。

(1) （仮称）ヤングケアラー交流サロン

実態調査で明らかとなった、高校生の相談ニーズを受け、令和4年10月より、ヤングケアラーが気軽に悩みを打ち明けられ、当事者同士が交流し情報交換し合える居場所機能と、相談員による相談支援機能を持つ交流サロンを実施する。

(2) 研修等の開催

ヤングケアラーの早期発見・把握等の支援体制の強化を目的とした、教員や福祉、介護、医療等ヤングケアラーを発見する機会のある関係職員等を対象とした研修の開催。